

会議名 (審議会等名)	川西市個人情報保護審議会(第42回)		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2321)		
開催日時	平成20年3月6日(木) 午後6時40分～午後7時50分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井口委員・井手委員・井上委員・岡本委員・木原委員・園田委員・中村委員・坂東委員	
	実施機関	《市民生活部保険年金室保険年金課》 今北室長・井谷課長・船木主査 《健康福祉部いきいき長寿室》 乾室長 認定サービス担当:堀本主幹 《健康福祉部健康づくり室》 西中室長・石田主幹	
	事務局	森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第31号 特定健康診査及び特定保健指導事務における個人情報の取扱いについて 3 その他		
会議結果	当該諮問(第31号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

会 長：あいさつ
 事務局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料→①開催通知

②諮問書（第31号）

③諮問書第31号に関する資料

本日提出資料→①レジメ

②委員名簿

③座席表

審議事項

諮問第31号 特定健康診査及び特定保健指導事務における個人情報の取扱いについて

副 会 長

会長がちょっと遅れられておりますので、代わって進めさせていただきます。それでは、ただ今から、「第42回川西市個人情報保護審議会」を開催いたします。まず開会に当たりまして、井上克己委員が1月の31日をもって辞任されましたので、その後任の委員といたしまして、本日新たに井口稔委員を当審議会にお迎えしております。ここでご紹介をさせていただきます。それではせっかくですので、井口委員に自己紹介も兼ねまして、簡単で結構ですからご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委 員

川西市で民生委員児童委員を委嘱されております、「井口」です。ただ今紹介されましたように、井上さんの後任で8月末まで勤めさせていただきます。初めてでございますので、よろしく申し上げます。

副 会 長

どうもありがとうございました。それでは、我々の方も、私の方からご紹介をさせていただきます。会長がちょっと遅れておりますので、私副会長の「長尾」でございます。私から見て右側から、井出委員、井上委員、それから岡本委員でございます。こちら左側から、木原委員、園田委員、中村委員、それに坂東委員でございます。それでは、これから始めたいと思っております。それでは、本日におきましては、現在、委員が一人欠けておりますけれども、当審議会規則第4条第2項にありますように、審議会には委員の過半数が出席しなければ開くことはできないという規定はクリアしておりますので、さっそく始めてまいりたいと思っております。本日は、開催通知においてご承知いただいておりますとおり、諮問案件は第31号の1件のみでございます。その内容は、特定健康診査及び特定保健指導事務における個人情報の取扱いについてでございます。本日はこの案件につきまして、ご審議をお願いしたいと思うんですが、まず審議に先立ちまして、本日配布されております書類の確認等について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

※ 事務局 説明（諮問第31号案件の説明含む）

会 長

それでは議長替わりまして、車の渋滞等で遅くなりまして、どうも恐縮でございます。それでは私が、これより副会長に替わって議事を進めてさせていただきます。今、事務局からの説明がありましたように、本日の案件は、条例第8条第3項第5号の本人外収集になるわけですけれども、個人情報の本人収集という原則の除外事項に該当するかどうかということとですね。それから、電子計算機の結合による個人

	<p>情報の提供ということについてどうか、ということのご審議いただくということになるんですけど。今、概略を説明いただいたんですけども、これから市民生活部の保険年金課の担当者の方、実施機関になるわけですけれども、それから関係課でありますところの保健福祉部のいきいき長寿室、それから健康づくり室の担当者の方に入っていて、ご説明いただこうと思いますけれども、現段階で何か先ほどの事務局からご説明いただいたことについて、ご質問はございませんでしょうか…。それでは、実施機関あるいは関係部署の皆さんにお入りいただいてよろしいでしょうか…。ありがとうございます。では、お連れください。</p>
<p>会 長</p>	<p>※ 実施機関 入室</p> <p>関係部署の皆さんには、遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。本日は個人情報保護審議会で、特定健康診査及び特定保健指導における個人情報の取扱いについて、ということですが、これについて本人外収集と、それから電子計算機の結合による個人情報の提供についてのですね、可否について審議をするわけですけれども、関係部署の皆さんからご説明をいただこうというふうに考えおりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、今日お越しの皆さん、ちょっと自己紹介お願ひできますか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>保険年金室長の「今北」と申します、どうぞよろしくお願ひいたします。保険年金課長の「井谷」と申します、よろしくお願ひいたします。保険年金課主査の「船木」と申します、よろしくお願ひいたします。いきいき長寿室長の「乾」でございます、よろしくお願ひいたします。認定サービス担当主幹の「堀本」です、よろしくお願ひいたします。健康福祉室長の「西中」でございます、どうぞよろしくお願ひいたします。健康づくり主幹の「石田」です、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございます。我々委員の方も自己紹介しなといけないんですけど、時間の都合もありますし、名札を出しておりますので省略をすることをご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。今日はですね、先ほど申しましたような、特定健康診査及び特定保健指導における個人情報の取扱いについてということ審議の対象とするわけですけれども、まず保険年金課の皆さんからですね、諮問第31号案件についての経緯等を踏まえながら、ご説明をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>保険年金室長の方から説明させていただきます。それでは、特定検診等に係る個人情報についてご説明申し上げます。事前にお送りさせていただいてます資料等をもとに制度の概要等、ご説明申し上げたいと思います。平成20年4月から国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能な制度としていくための医療制度改革の一つとして、従前の老人保健法が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されます。今回ご審議いただく特定検診等の制度も、同法律の改正に伴うもので、従来の基本健康診査事業に替るものでございます。この制度の施行に際しましては、医療保険や介護保険、及び後期高齢者の検診等を併せて実施することとしておりまして、これは特に高齢の方たちの検診に対し、二度手間を防ぐ観点からのものでございます。また、これらの情報を兵庫県国民健康保険団体連合会を通じて電算計算処理することとなるため、諮問させていただきますので、インデックス</p>

1の「特定健康診査及び特定保健指導の概要について」を、早わかりガイドのパンフレットでご説明申し上げます。この制度は、平成20年4月から始まる新たな制度でございます。対象は、40歳から74歳までの全ての方でございます。パンフレットの左下部分に、これまでの検診制度を記載しております。主には、市町の基本健康診査、これは保健センターが現在実施しておりますが、これからは、その右にあるとおり、それぞれが加入しておられる健康保険、医療保険者でございますけれども、この事業を実施することとなります。川西市は、国民健康保険を運営していることから、今回諮問させていただくことは、川西市の国民健康保険の加入者についてのこととなります。次のページをご覧くださいませでしょうか。特定検診、特定保健指導が実施されることとなった理由でございます。1としましては、増え続ける医療費の多くを占める生活習慣病という観点からでございます。2としまして、主なものは、生活習慣病の危険因子と、危険度についての観点というものをお伝えしております。3には、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群と称しておりますけれども、メタボリックシンドロームの予防が、生活習慣病予防となること、つまりメタボリックシンドロームは生活習慣を変えることにより解消できるということでございます。厚生労働省のキャッチフレーズでございますけれども、一に運動、二に食事、しっかり禁煙、最後に薬、というようなキャッチフレーズを考えておりました、今後の医療費の抑制なり、国民生活の質の向上に際しましては生活習慣病、メタボに焦点を絞って事業を展開していこうとしようとするものでございます。次に、検診の受け方でございますけど、左側の下でございます。検診の受け方でございますが、対象者の方は、一年に一回は検診を受けていただくこととなります。川西市の国民健康保険は、それぞれの方に受診券をお送りする予定をいたしております。主に、市内の医療機関又は保健センターで受診をしていただきます。組合健康保険の扶養家族の方でありますとか、政府勸奨健康保険、いわゆる国保以外の社会保険の加入の方は、それぞれが加入しておられる健康保険の案内に従って検診を受けていただくこととなります。次のページ、見開きの右側でございます。今までの検診と変わる主な点でございます。今までは病気の早期発見、治療が目的で保健指導は病気ごとに実施しておりました。これからの検診は、メタボリックシンドローム、及び予備軍の抽出を目的として、保健指導は検診結果によって、階層化、リスク別の階層化を行い、その階層に応じた指導を行ってまいります。次に、「メタボリックシンドロームに着目した保健指導とは」であります。まず、表下の左側でございますけれども、判定基準といたしましては、腹囲等、それから血液検査や問診による数値を基に、右側でございますけれども、階層化を行ってまいります。今のところは、メタボリックではない方には情報提供を、リスクが出現し始めた段階の方には動機付け支援を、リスクが重なりだした段階の方には積極的支援を行っていかうとするものでございます。以上のことを毎年繰り返していき、平成24年度末におきましては、検診受診率を65パーセント、保健指導の実施率を45パーセント、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を10パーセントとして目標値を設定いたしております、それを達成していこうとしようとするものでございます。このことによりまして、健康保険加入者それぞれの方の生活の質の向上及び医療費の適正化を図っていこうとするものでございます。ひいては、持続可能な医療保険制度となるようにしようとするものでございます。川西市では、この特定検診を軸にいたしまして、65歳以上の市民の方の介護予防の検診、75歳以上の方、いわゆる後期高齢者の方に対する検診を、受診者が受診しやすいように、一体的な検診体制

	<p>を作ろうとしております。つまり、お年寄りの方が制度がそれぞれの方式の中で、バラバラに二回も三回も検診を受けることのないようにしていこうとするものでございます。後ほど、詳細は再度ご説明申し上げます。次に、インデックス2でございます。「2 個人情報の内容について」をご覧ください。取り扱う個人情報項目でございます。表の縦でございますけれども、検診種別、担当部署、受診者情報、問診項目等から医師の判断まで、また横には、年齢区分及びそれに伴う制度種別と、担当部署でありまして、それぞれの該当項目によりまして、表の一番下に白丸、二重丸、黒丸、白四角、黒四角などの必要な項目を表しております。ちょっと、足早で申し訳ございません。次に、インデックス3の、「個人情報の電子計算機処理の個人情報保護対策について」でございます。特定検診・特定保健指導のデータの流れをご覧ください。表の上から順次ご説明申し上げます。まず、それぞれの制度担当課が対象の方へのアプローチを行ってまいります。対象の方は、それぞれ指定される検診機関で受診していただくこととなります。次に、検診機関は国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連合会へ費用の請求及びデータの送付を行い、チェックを受けた後、保険年金課へその結果を電子計算機によりデータ送信を行い、費用の請求をすることとなります。この段階で、全てのデータが、一旦保険年金課が電子計算機を介して収集することとなるということで、今回のご審議をいただくこととなった内容でございます。保険年金課が集約しましたそれぞれのデータは、その後、それぞれの所管により処理され、検診機関への費用の支払いやデータに基づき、それぞれの目的に応じた保健指導を行っていくこととなります。左側の「いきいき長寿室」は、結果に基づき必要な介護予防指導を行い、データの流れは終了いたします。また、一番右側の「健康づくり室」は、結果に基づき、必要な保健指導等を行い、データの流れは終了しますが、中央の保険年金課は、結果に基づきまして、特定保健指導の利用券を確保いたしまして、その内容により、被保険者、国保の加入者でございますけど、特定保健指導機関の指導を受けていただくこととなります。その後特定保健指導機関は、その費用の請求及び指導結果のデータ送信を国保連合会へ送付いたしまして、最終は保険年金課へ利用の請求及びデータ集計を送信し、終了することとなります。次のページでございますけれども、特定検診等データ管理システムに係るセキュリティ対策等でございます。全体といたしましては、先ほどのデータの流れで説明いたしました国保連合会と保険年金課の関係でございます。システムは、国保連合会システムであり、処理を委託契約することとなります。また、この形態で、この実施するところは兵庫県下統一仕様となります。市に置く端末機は、国保連合会の物でありまして、それを利用することとなります。以下物理的セキュリティ、人的対策、その他対策と続いてそれぞれの対策をいたします。最後に、特定検診等に係る根拠法令を記載しておりますのでご参照願います。以上、雑駁ではございますが、特定検診等に係りますご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。今、室長さんより今回の特定検診・特定保健指導のデータの流れ等についてご説明いただきました。これから委員の皆さんから、何なりとご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか、お分かりにならないところがあれば、何なりとご質問いただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>よろしいですか。この特定検診受診票送付という項目ですね、これは</p>

	40歳から74歳まで全員、被保険者に対して、全員にお送りになられるんですか。
実施機関	はい、国保加入者の方全員にお送りさせていただきます。一斉に送ると検診機関がパンクしますので、送り方は、また別途、何万人もおられますので、いっぺんに来られますとパンクしますので、その辺は考えて計画をしていきます。
委員	それで、検診機関はそちらの方で指定されると。
実施機関	はい、現在のところは指定の医療機関、保健センターれんを中心に考えてございます。
委員	それこそ開業医とか、そういったものも含めてですね。それと、このデータのところで、費用請求というのが、あちこち出てくるんですけどこの費用請求とはどういう内容の費用請求なんですか。
実施機関	費用請求は、まず、例えば国保の分で申し上げますと、受診券をお送りしますので、その対象者の方は検診ができるところへ予約をしていたでいて、検診を受けていただきます。検診は、先ほど申し上げましたように血を採ったり、問診したり、そういう項目になってございますのでその検診機関にその費用を国保から、その手間賃といいますか、そういうのを検診費用として支払う必要がございますので、その費用の支払いが、それぞれ、国保の分、介護の分、それから健康づくり室の分という形での、市の予算の枠組みが違いますので、それぞれの集合してお支払いしていこうと考えてございます。
委員	基本的なことなんですけど、この受診券をもらって検診しますね、この検診の費用は、被保険者には負担はあるんですか、ないんですか。
実施機関	川西市の国民健康保険は、無料でやっていこうと考えております。やはり、なかなか検診と、形で言うだけで、なかなか受けていただけないんじゃないかと。やはり自分の健康でございまして、費用がまたいるということであれば、当然これ受けていただけないであろうし、やはり無料だったら、行きやすい。ひいては、将来的な医療費の削減に繋がるということで、国保財政もかなり厳しいものですので、中であえて無料だということは、市議会に諮っておるわけなんですけれど、我々の審議会もまた別にございまして、無料でやることについてはやぶさかでない。ただし、その費用は、また加入者の方に分担することになるわけなんですけどね。ただ、他の市なり皆さんどこの保険に入っておられるか、ちょっと私は存じないんですけど、それぞれの医療保険者によって、形態が異なりますので、これは川西市の国保なり、今、顔を揃えている我々川西市としての姿勢であるということで、ご理解をいただきたいと思っております。
会長	そうすると、あれなんです、この費用というのはね、結局、国保のいわゆる治療費なんかと同じ国保にかかる費用だから、それは来年度の保険料を算定する際の医療費の総額の中に入れられるということですよ。
実施機関	お見込みのとおりです。

会 長	そうすると、無料といっても結局相互扶助でみんなで持つという話なんだから、保険料は上がる可能性はあるということですね
実 施 機 関	ただ、今回のメタボは、まだ病気になってない方、これからリスクを帯びられる方を予防しようとするものですので、今雇っておられる方には失礼なんですけども、雇ってしまったら莫大な費用が、例えば人工透析であるとかでしたら、年に600万ぐらいは見なあきませんので、なされる前に、何とか医療保険としては、脱却していただきたいという思いで無料にした方が、保険者の方の負担を和らげるのではないかとということで、国保の運営協議会はそういう趣旨の中でご理解をいただいたと。今後、市議会のご理解をこれからいただくところなんですけど。
会 長	これ、実施に伴って、国の方からなんか特別の助成とか、手当てはあるんですか。
実 施 機 関	はい、内容が法律でございますので、一定義務付けられたものであることから、検診費用の3分の1を国、その3分の1を県というふうに、まあ基準額に、ちょっと考えたということもありますけど、補助金をいただくことになります。当然、国の法律で決めてやることでございますので。
会 長	いかがでしょうか、他の委員の皆さん何かご質問はありませんか。
委 員	それでシステム的には、県の連合会のシステムに乗っけようということですか。
実 施 機 関	そうですね、厚生労働省の指導の下に乗っかっていこうと。まあ委託契約になりますけれども。
委 員	データは連合会と、市の今のこの各三つのセクションから行ったり来たりするんですか。
実 施 機 関	行ったり来たりはしません。この図でございましたように、検診機関が電子化して連合会というところに送ります。そこが代行で支払いをしてくれますので、データは一旦、こっちにポッと送ってくるだけで終了です。行ったり来たりはしません。
委 員	だから、この被保険者の人は、市内じゃないといけないんですか。市外でも受けれるんですか。この検診は…、いわゆる検診機関というのは。
実 施 機 関	検診だけは、今、川西市の国保の方は、川西市内の医療機関でと。ただ、川西市国保の場合、人間ドックの助成もさしていただいておりますので、検診結果をご利用いただけるご承諾をいただけた場合は、市外の間人ドック、まあ一日コースであるとかいうような場合に補助をしますもので、そういう場合は市外の可能性もあり得ますけど、本人さんのそういう理解がない場合はできかねます。
会 長	なるほどね。そうするとね、まず最初に、その特定検診の受診券の送付をして、個人情報を使いますよね、その年金課のね。それを個人がもらって病院に行って、そこで検診を受けて、そこで個人の情報が発生す

<p>実 施 機 関</p>	<p>るわけですね。その発生したものを民間の病院だったら、結局、民間の病院が国保連合会に送るんですよね。ですから、これは個人情報の、いわゆる法律が適用になるかどうか、民間ですからね、そういう話になるわけだけども、市の病院で受けると、市の機関にその情報が入ることになるわけですね。</p> <p>今回の特定検診の機関につきましては、厚生労働省なり、国の方に登録する必要がございますので、認定を受けた検診機関になりますので、誰でもかれでも検診の登録をされてないようなところには、我々は検診を受けていただくことようなことはない。</p>
<p>会 長</p>	<p>それはその通りですけどね。だから、例えば川西の市民病院において検診を受けたっていう人がおるとしますよね。そうすると、その人はそこで個人の情報が発するでしょう。それを国保連合会に提供するといったらね、外部提供みたいになるわけですね、その病院が川西市立病院の場合は。これは、だから条例の適用になるとちがう、そうなる。外部提供してね、民間の病院の場合だったら、それは民間の病院が、個人の情報を外部に提供するとかね、そういうのが個人情報保護法や、何かの適用になるんやと思うんですけどね、その辺りのところは、根拠の法律に、何かそれは提供の義務みたいなこと書いてあるんですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>当然、その法律でございますので、いわゆる特定検診機関なり、そういうものが法定で決まっておりますので、そういう指定を受けたものはそういう流れ、そういう区分も法定されてますので、そう理解をいたしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>だから、厳密なこと言うと、何かそういう市立病院とか、市の機関で検診を受けた人って、市が個人情報をそこで作り出すわけですね、本人から検診してね。それを国保連合会へ送るっていったら、国保連合会は外部ですからね、外部提供っていう話もそこに加わってるなど。こういうふうに考えますね。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>ただ、市立病院でも、例えば保険診療をされましたら、これは一定、市立病院であれ、国立病院であれ、保険医療機関という位置付けで、健康保険等は位置づけられてまいりますので、民間と公立との差は、健康保険上は生じない考え方でおるわけなんですけれども。</p>
<p>会 長</p>	<p>だから、これはレセプト、その他は一応、国保連合会へ行くってことは了承得てるからね、その延長線上ってというような話になるんでしょうね。それで、その国保連合会では、データを自分のところなりに使って、その後、それを今度は国保連合会から国保年金課へ返ってくるわけで、レセプトと同じような格好になるわけですね、そうすると。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そうですね、おなじ形態。</p>
<p>会 長</p>	<p>返ってくるんですね。返ってきたというのは、個人の医療情報でしょう、個人のね、医療情報ですね。医療情報というのは、保険年金課の所管の、そういうデータということになるんでしょうね。それが、「いきいき長寿室」とか「健康づくり室」というのにね。さらに、そこを経由していくんでしょう。</p>

実施機関	データとしましては、委員のおしゃる通りなんですけれども、国保連合会では、送信受けましたものは、我々は、我々のデータで保健指導をしていきます。それぞれのデータを使うことは、基本的にはございません。
会長	だから、国保連合会から来たデータというのはね、「保険年金課」のデータなんか、「いきいき長寿室」が本来使うデータなんかね、あるいは「健康づくり室」が使うデータなんか、もし自分のところのデータでないとなるとね、目的外利用みたいになるでしょう。だけどこの場合、目的外利用というのは、なんかちょっとおかしいし、どういうふうに理解したらいいんでしょうかね、これは…。保険年金課を窓口として入ってくるわけですね。そういう、ちょっとややこしい…。
実施機関	そういう意味で、図を付けさせていただいたわけでございまして。
会長	そのあとですね、今度は階層に分けてですね、指導やなんかを受ける特定保健指導機関というのは、どこのことをいうんですか。
実施機関	これは先ほど検診機関と同じように、国等登録する検診機関になりますので、今、その最終的には、指導機関はまだ限られますので、今、医師会さんなんかと、それから川西病院さんになってもらわれへんやろうかというような、ちょっと未成熟なところはございますが、特定の検診機関よりも少なく、当然なっております。
会長	比較的、なんか規模が大きいとか、なんか揃えてるとかってなるんでしょうかね。
実施機関	思いといたしましては、やはり北部地域、中部地域、南部地域にそれぞれ、保健センターも含めまして、市民の皆様が、利用券をお出した時に手近で受けやすい、また日曜日もやってくれるところを探していかなければいけないと。当然、それは国の方で登録された機関の中でいうことになりますと、なかなか登録がまだ出揃っておらない状況ではあるんですけど。なんとか、我々の計画としましては、予算が確定し、4月以降検診機関さんと契約する、そして受診券をなんとか5月くらいに発送開始をしていって、保健指導は6月か7月頃までになってこようかと思っておりますので、それより遅れるようなことがあれば、ちょっと具合悪いわけなんですけど。
会長	それで、今日、この審議の対象になってます電子計算機の接続によるところというのは、結局、国保連合会と保険年金課との間を、これはオンラインで繋いでデータを…。
実施機関	受けると。
会長	受ける。こちらからデータをやることはないんですね、受けるばかりですね。という格好で、電子計算機の接続の妥当性というか、可否というか、それがそこに出てくるという話になると思いますけど。委員の皆さん、何か他にご質問ありませんか。
委員	基本的な話で、ちょっとまだ理解できてないんで、変な質問するかもしれませんが、まず一点目、今、個人で有料で検診とか受けています

実施機関	よね、例えば人間ドックとか、健康診断。それでもって代用というのはできるんですか。
委員	はい。それぞれ、委員は国民健康保険でございますか？
委員	今は違います。というのは、いろいろな保険を入れて、人間ドック受けたりしてると思うんですけども、その人はその人間ドックの結果でもって、この受診したという代用はできるんですか。
実施機関	川西市の国民健康保険につきましては、人間ドックを受けられた方で基本健康診査に該当すると、項目が合致してそれを利用させていただける条件であれば、川西の国保から補助金は出そうという考えでございまして、それが違う政府干渉の健康保険なり、組合干渉の健康保険なりがどんな人間ドックの制度をやっておるのか、自分で受けに行け言いはるのか、全部実費なのか、補助が出るのかという形態がございまして、あくまでもこれは川西国保だけの取扱いでお聞きをいただきたいなど。ですから、委員各位様におかれましては、どの保険に入っておられるかは、それが利用できるかできないかは、ご自分の加入の健康保険にお聞きいただきたいということと、社会保険の被保険者は、事業主検診というのがありますので、事業主検診との併用はある一定可能。ただ、扶養家族、奥様であるとか、旦那様であるとか、その方は、その加入の医療保険から受診券なり、また人間ドックの助成とかは、それぞれの医療保険者に異なりますので、川西国保だけのものであれば、今ご指摘のように、人間ドックにここの利用だけさせていただける条件を整えなければいけません。
委員	もう一点、例えば健康診断を受診票もらって、川西市民病院なり、保健センターで診察を受けますよね。その内容が、先ほど出とった項目、いろいろあったと思うんですけども、その辺の結果は、例えば市民病院で受けたら、結果そのものは本人に来るんでしょうか、それとも国保連合会の方に結果がいくの、その費用じゃなしに、例えば数字がなんぼやったとか、どこいきますの。
実施機関	受けられた検診機関で結果をお聞きなっただくようにします。
委員	例えば、血液検査の数値は市民病院で受けたら、市民病院から、当然私の方へは返事はあると思うんですけども、それプラス市民病院から連合会の方へはいくんですか。
実施機関	そのデータを連合会へ送りまして、それが川西市の方にまたデータで送信されていくという形でございます。
委員	だから、市民病院の方から国保連合会の方へ、そういう私の結果というのは流れるわけですね。
実施機関	流れます。先ほど会長がおっしゃっておられたような流れで、診療報酬と同じような流れでいく。
委員	診療報酬の方は理解してるんですけども、そういう、例えば血液検査の数値がなんぼであったとか、究極的な個人情報やと思うんですけども、それが市民病院である公のものから連合会へというのは、それは個

	<p>人情報のここでの小さなあれには入らないんですか。</p>
事務局	<p>委託契約をたぶんとるかとは思いますが、委託契約を行う場合につきましては、個人情報目的外利用提供というようなものについては発生はしないというか、一応条例上はそういう解釈になってございます。</p>
実施機関	<p>市の医師会と全部契約をしている、しないと検診してもらえませんので。</p>
会長	<p>だから、いわゆる国保連合会にデータが送られるということの必要性って何になるんですか。費用を請求するということで、通常の国保の医療費の請求をまとめて取り扱うということだったらレセプトでね、誰が血糖値が何ぼとかってデータはいかないわけでしょう、国保には、点数だけしかいらないからね…、でしょう。今回はそれじゃなくて、データも全部行くって話になるわけ？国保連合会に。国保連合会は、その費用を徴収するための必要性の他に、そのデータを何らかの格好で利用するってということになるわけですか。そこどうなんでしょうね。</p>
実施機関	<p>今回は、そのデータを集約してくれて、そのデータをこちらへ送ってくると。</p>
会長	<p>自らが使うってわけじゃないわけ。</p>
実施機関	<p>そうですね。</p>
委員	<p>連合会そのものは、そのデータを、どんな利用の仕方するんでしょうね。</p>
実施機関	<p>そういった中で、先ほど目標値とか、国保連合会は川西国保のデータ持っておりますので、今の受診状況何パーセントいっておるとか、保健指導率がいくらであるとか、そういう集計も合わせて委託契約の中に我々としては見たいと。ただ国保連合会としましては公法人、法律に基づいた公法人でございますので、委託契約の中等において、それ以外の利用はしないと。国保連合会自身の能動的な利用はございません。</p>
会長	<p>国保連合会そのものも個人データの取扱いについての、そういうルールを持っていますからね。そのルールに従って利用したりですね、提供したりしなきゃいけないということにはなるとは思いますけどね。それに対する第三者の審議会みたいななんもありますから、国保連合会にも。だけど、データはなんか集計データとして平均値を取るとか、そういうことではあるんでしょうかね、国保連合会がね。いかがでしょうかね、他に何かなんなりとお尋ねいただいたらいいかと思っておりますけれども。</p>
委員	<p>検診しますね、さっき言ったように、ハイリスクとかミドルリスクということで、生活指導が入りますね。その生活指導入った時の費用は、これも国保ですか。</p>
実施機関	<p>今のところ、国保が負担しようと思っております。</p>
委員	<p>三割負担とか。</p>

実施機関	それは、基本的に補助の中では、そういう考え方もございますけれども、川西国保としては、保健指導も無料で行ってほしいと。
委員	期間とか、結構長いことかかるでしょう。
実施機関	そうですね、基本的には積極的支援になりましたら、6ヶ月スパンになって運動なり、食事の指導もありますし、それぞれの方が自分の目標値を定めていただいて、メタボをなくしていただくということでございますので、国保連合会は、当然リスクの階層分けの手助けも統計的にしてくれます。細かく言っていけばいくらか出てくるんですけど、そういう形の中で分析といいますか、我々医療保険者がいかに適切に保健指導をやっていけばいいかというような基礎データも、やはり提供してもらおうことになるかと。その方が我々保険者としても活動しやすいという。ただお金、それが先ほどのあれですけども、指導、脱却していただけたら…。
委員	将来的にはね。
実施機関	非常に生活習慣病が、医療費の約4割から5割を生活習慣病が、メタボリックシンドロームに起因すると、厚生労働省がそういう形の中で、先進諸国、皆、今メタボでそれをいかに脱却するかというのと、昨年6月に後期高齢者の関係でご審議煩わせましたですけども、いわゆる今の団塊世代が75歳になる十数年後というのを見据えて、この医療制度改革全体を後期高齢者医療制度と予防の観点で、今、30兆円の医療費を、このまま放つといたら、15年か20年後には60兆円近くなるのを、何とか50兆円以下に抑えたいというようなトータルの中の施策の一つということで、前の後期高齢者でご審議いただいた分とも効率的には一致していると。
会長	その時、65歳以上の方、この今回の特定検診とか、特定保健指導と同じような、何かそれに類似するとか代替するものがあるんですけど。75歳以上の人は。
実施機関	75歳以上の方は、この表でいきましたら、「健康づくり室」の75歳以上なので、特定検診に似たような制度の検診事業を…。
会長	しないわけですね。
実施機関	やります。
会長	だけど、今審議している特定検診とか、特定保健指導の対象にはならないわけですね、75歳以上の人は。
実施機関	法的に75歳は別のものになりますので。
会長	その後期高齢者の医療で、これと同じような何か検診制度ありましたっけ？
実施機関	そうです。
会長	あるんですね、75歳以上の人はもう検診してもしょうがないって意味

実施機関	<p>じゃないですな。</p> <p>そういう意味ではございません。ただ、やっぱり高齢者の方の心身の特性に合わせた医療体系ものがありますので、一定法律は75歳いうので一線を引いておりますけど。ただ、今の40代から60代までの方が、ずっと高齢化になってきたら、やはりお年を召すと、やはり疾病が重複する長期化するものの多くのものが、生活習慣病に起因しているという観点を国として捉えたと。私らも、ちょっとメタボ気味ですもんけど。</p>
会長	<p>十人のうち何人かは、もうそうなっちゃうという話ですから、我々もそうなんですけど、皆自覚していると思いますけどね。</p>
実施機関	<p>メタボの責任者が先脱却せなあかん。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうかね、何か…。</p>
委員	<p>ちょっと質問なんですけど、今政府の方でね、私もよく分からないんですけども、地域内医療情報システムというのを構築しているんですけども、それとこれは関係あるんですか。つまり2006年にね、新IT改革戦略というのを打ち出されて、その中の大きな柱としてですね、一つはITによる医療の構造改革ということが謳われてるんですけども、その一つがレセプトのオンライン化と、それからもう一つが生涯の健康管理、ITを使った生涯の健康管理。その生涯の健康管理の一つとして、地域内医療システムというのを構築している最中なんですけどね、それとこれは関係あるんでしょうかね。</p>
実施機関	<p>確かに、我々医療保険の者からしますれば、レセプトの電算処理、いわゆる今の流れで、保険医療機関が連合会なり、支払い基金、そのデータを電子化されたものを受け取るということは周知しております。いずれ、それは同じところで、一方的に流れるだけになりますけれども。それを地域でというのは知識的に…申し訳ございません。</p>
委員	<p>先ほどの国保連合会でね、個人の医療データを集約するというのを聞きましたのでね、それとこう連動してるのかなっていう。</p>
実施機関	<p>集約するのは、やはり医療保険者ということで、他の機関が勝手にそういうものを活用できるという話は、我々は…。今の医療保険の加入者の方は当然、今もうレセプトが来ておるわけなんですけど、それを間接的に電子化はできますけど、それを社会保険に入っている家族などとかを結びつけるようなことは、我々としても、それはちょっと聞いておりませんけれども。</p>
委員	<p>地域内医療システムっていうのは、カルテを電子化しましてね、地域の病院で全部それを共有すると、電子カルテとして。それは全部実名で共有するんですけどね、より上の段階にいくと匿名化、全国レベルでは匿名化されるんですけども、地域では実名で全部共有されるという計画なんですよ。先ほどのその国保連合会の方に医療データが集まってくるということ聞きましたんで、それとどう関係あるのかなという、そこなんですけど。</p>
実施機関	<p>違う展開になりますれば、我々も今厳密にお諮りすべきなのかどうか</p>

	<p>という若干のグレーな部分もございますけれども、我々は極力審議会のご意見を聴きながらやっていきたいと。今、おっしゃられるような内容になりましたら、それはそれで、審議会のご意見を聴く必要があるものは、事前に当然お聴かせ願って、そのIT戦略の中で、国の施策の中のではありますけれども、やはり川西の個人情報保護条例としてのお伺いは立てざるを得ないと。</p>
委 員	<p>そうなるとね、もう地方の自治体は関係ないようになってくるんですわ。</p>
実 施 機 関	<p>法で一方的に決められましたら、これはもう。</p>
委 員	<p>国レベルでやってしまいますからね。住基ネットと同じような感じになってしまうんですけどね、それとどういうふうにしていくのかなと。</p>
実 施 機 関	<p>今の時点では、これは国保連合会に中継基地で我々のところへ一方的にまいってくる。その中で階層化なりとかいろんなコンピュータ処理の中で、医療保険者が利用しやすい形に委託契約をしていくということでございますので、一方的なものが今の前提でございますから、これから違うような形で条例上異議があるものにつきましては、ご意見をお伺いせなあかんということになるかと思えます。しかしながら、レセプト電算化等々、これは当然承知しておることでございますので。</p>
委 員	<p>あれは11年でしたかね、完全実施。</p>
実 施 機 関	<p>23年。</p>
委 員	<p>そんな先ですか、レセプト電算化。</p>
委 員	<p>平成23年、だから11年、2011年。</p>
実 施 機 関	<p>若干全部の医療機関さんで…ほとんどカチャカチャやってはりますですけどね。それが、今は紙帳票で送られてはきますけれども。</p>
委 員	<p>なんか、はっきりわかりませんが、今のお話の流れ聞いてると、どうも政府が今考えている地域医療情報システムと、どっかで連動してるんじゃないかなという、そういうふうな感じはしたんですけど。勉強してきます。</p>
委 員	<p>そうじゃないでしょう。健康診断っていうのは、基本的には保険がききませんから、健康診断データを国保連合会に送らないと、受けて一体いくらかかるのかという算定ができないんで送るんでしょう、基本的には。だから、そこで止まるんじゃないかって、それがそのまま保険者に入ってくるわけですから、レセプトのような形でね、診療報酬の請求ができるので、データそのものを送ってしまおうという、そういう考え方でしょう、きっと。だから、その件数で、例えばここに書いてある項目を確かに受けたかどうかチェックして、じゃあこんだけの金かかるんですなということでポイント化全部していくという、そういうシステムじゃないかなと思うんですけど。でないと…。</p>
委 員	<p>中身は調べる必要あるかな。</p>

委員	<p>それが要るのかどうかかわからないけど、そういうふうに通すんだろうということでしょう。</p>
委員	<p>まあ、実際の数値が出てないと、空で受けられても困る。</p>
委員	<p>何のために、これするのかかわからないけどね。</p>
委員	<p>多分、費用請求の時に必要とされるデータではないかと、それだけで通すんじゃないかなというふうに思うんですけど。分からない、実際はね。</p>
委員	<p>それだったら、レセプトと同じような感じでいけると思うんだけども。</p>
会長	<p>何か、他にご質問ありますか。もうよろしいでしょうかね。そういたしましたらですね、一応、実施機関と関係機関の皆さんにご説明をいただくため集めていただいたんですけれども、以上で、一応我々の方で、十分に本人外情報収集と、それからオンライン結合の妥当性について審議できるだけの説明をいただきましたので、これから後は、この審議会で審議したいと思いますので、今日ご説明いただいた皆さんありがとうございました。これで、ご退席いただいて結構でございます。</p>
	<p>※ 実施機関 退席</p>
会長	<p>それでは、今、説明いただいたような内容で、一つは8条3項の5号の審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められるとき、本人外収集というのが例外的に認められるわけですけどね、これに該当するかどうかという判断と、それから13条の2項ですね、実施機関は、電子計算機の結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、また、同様とする。ということに混ざっておりますが。この条例の規定というのは、本来的にはいずれも本人が主体的にあることを念頭においてるわけよね。それから積極的に集めたりね、積極的に結合するという時には、この規定が本来は機能するんやと思うんだけど、今回は自動的な…。法律に基づいてやることで、それを国保連合会から送ってくると、それを受けるということで、検診の結果を、それぞれのさっきの検診機関が国保連合会に送ったやつですよね、それを結局もらうということになると。本人外から収集したという結果になるということになっちゃうわけで、それがどうかということなんですけども、これについての例外的な規定の適用について、何かご意見はございませんでしょうか。類似のものってというのは、従来の国民健康保険のレセプトの流れとかね、前に審議していただいた後期高齢者医療の国保連合会を通しての処置というのが、大体同じような格好ですね。厳密なことをいうと積極的に集めるのと違うから、法律の規定に基づくやつで、審議の対象になるのかということも考えられるのかも知らん。</p>
事務局	<p>実際のところ、この諮問を上げるに当たりましたが、会長ご指摘のように、事務局の方でも諮問に当たるのかどうかというような部分も、鋭</p>

	<p>意協議させていただいたんですけれども、やはり後期高齢者の時もお諮りをさせていただいて、今回の部分につきましても、厳密にいうと会長のご指摘のとおりなんですけれどもね、やはりそれも踏まえた中で担当の方もとりあえず審議会には諮っておきたいというような意向等もございまして、今回諮問をさせていただいたという経緯はございます。オンライン結合のところにつきましても、実際のところ条文の規定では個人情報、要は電子計算機を結合して提供してはならないというような部分で、受けることについては、あえて書いてはないんですけれども、その辺も承知の上で、今回、諮問の方はさせていただいたというところでございます。</p>
会 長	<p>というようなことなんですけれども、特に何かご意見ございませんでしょうか。それでは、ご意見をこれで打ち切って、お諮りしたいと思いますが、この今回の本人外収集と電算機結合の件について、審議会の意見を聴いてとなっておりますが、審議会としては説明していただいた本人外収集と電子計算機の結合というか、接続ですね、これについてはお認めするという意見でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。そういたしましたら、今回の諮問31号については、いずれも説明いただいたところ、お認めするというので、この諮問に対する答申書を作りたいというふうに思いますので、その答申の内容については、また送っていただくということでもよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい、またいつものように会長と最終調整をさせていただきまして、その結果を各委員の皆様方にご報告させていただくというような形態をとらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>今、事務局の説明された趣旨でよろしいですか。それでは、本日の審議事項はこの一つでありますからこれで終えまして、その他と書いてありますけど、これは何か予定があるんですか。</p>
事 務 局	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>それでは、本日の第42回の川西市個人情報保護審議会をこれで閉じさせていただきますしたいと思います。どうもありがとうございました。</p>